

第13回新型コロナウイルスに関する対策本部会議

令和2年9月24日

【決定確認事項】

- ・国から11月末までの催物の開催制限等についての考え方が示され、埼玉県においても国の目安に従って協力を要請することとされたことから、町においても国、埼玉県の方針に基づき、会議室、貸館、フリースペース等の利用貸出しの際は、消毒の徹底、マスクの着用、密集の回避、接触確認アプリの利用促進など感染防止対策の徹底に努めるものとする。
- ・進修館2階ロビーについては現在閉室しているが、新たな県の方針にある貸出し条件を遵守し、環境衛生等の整備、施設管理者等の管理体制整備を図り、今後開室に向けての準備を進めることを確認した。